新海面処分場へのしゅんせつ土砂受入要領

平成２２年　４月　１日制定（22 東港臨第　13 号）
平成２５年１０月　１日改訂（25 東港臨第 849 号）
令和　３年　４月　１日改訂(02 東港臨第 1709 号)
東京都港湾局

申請等受付　東京都東京港管理事務所　臨海地域管理課
〒108－0075　東京都港区港南三丁目 9 番 56 号
東京港管理事務所　4 階
ホームページ　http://www.kouwan.metro.lg.jp/
電　話　　03-5463-0232
しゅんせつ土砂受入受付 MAIL　syunsetu@section.metro.tokyo.jp

1　しゅんせつ土砂受入場所

（１）軟泥以外のしゅんせつ土砂の場合

東京港内の新海面処分場二次送泥用土砂仮置場（以下、土砂仮置場という。）

具体的には、仮置場内に係留されている汚濁防止枠付土砂送泥船（以下「汚濁防止枠船」という。）の枠内

（２）軟泥（公害防止汚泥事業等で発生する高含水比のしゅんせつ土砂）の場合

新海面処分場埋立地の指定されたブロック内（工事で直接ポンプ送泥を行う。）

2　受入対象のしゅんせつ土砂

（１）発生抑制と有効利用

新海面処分場は、東京都の領域に確保できる最後の処分場であり、都内で発生する有機汚染しているしゅんせつ土砂の最後の処分場である。そのため、東京都港湾局では、深掘や沈下促進などの容量拡大策を講じ、新海面処分場の延命化に努めている。一方、しゅんせつ土砂発生元においても、発生抑制や有効利用の努力が強く求められている。

発生抑制や有効利用の方策としては、余掘を行わないことやしゅんせつ土砂の裏込材としての活用など、計画設計時点から十分な検討を行うことが求められている。

（２）しゅんせつ土砂受入計画に基づく申請と東京港管理事務所長の受入承認

新海面処分場への受入対象のしゅんせつ土砂は、受入当該年度の「しゅんせつ土砂受入計画」（東京都港湾局で毎年３月末に決定、以下受入計画という。）で決定された件名の土量を、決定された受入期間内に受け入れるものである。しゅんせつ土砂を土運船でしゅんせつ土砂仮置場に搬入しようとする搬入者（以下「搬入者」という。「搬入者」は、「発注者」「受注者」とに区分される。）は、受入計画に基づき申請書を作成し、新海面処分場の施設管理者である東京港管理事務所長（以下「所長」という。）に提出してその承認を得なければならない。

（３）受け入れ可能なしゅんせつ土砂

受入可能なしゅんせつ土砂は、本要領で定める別紙－１のしゅんせつ土砂の受入基準等を満たすものでなければならない。

３　受入対象工事・受入土量・受入期間及び受入基準

（１）受入対象工事

当該年度の受入計画において受入を認められた件名で所長の承認を得られた工事。承認は、その年度限りで有効である。

（２）受入土量

受入計画で認められた当該年度の土量の範囲内で、所長が承認した土量を受け入れる。ただし、承認土量の２割以内の増加分については、土量の変更手続きなしで受入れるものとする。

２割を超え搬入しようとする場合は、あらかじめ受入計画の土量の変更手続きを行ったうえで、しゅんせつ土砂の承認数量の変更手続きを行うこと。

なお、数年度にわたる工事については、毎年度、当該年度の受入計画で土量の利用調整を受け、受入計画に基づいて、所長の承認を得ること。

（３）受入期間

しゅんせつ土砂の搬入は、受入計画で認められた当該年度の受入期間内で、所長が承認した受入期間内に完了しなければならない。

受入期間を超えて搬入しようとする場合は、あらかじめ受入計画の受入期間の変更手続きをおこなったうえで、承認受入期間の変更手続きを行うこと。

なお、数年度にわたる工事については、毎年度、当該年度の受入計画で受入期間を決定する必要がある。

（４）受入基準

受け入れるしゅんせつ土砂は、別紙－１の「しゅんせつ土砂の受入基準等」を全て満たすものとする。

又、安全性を確認するため、当面の間、新海面処分場におけるしゅんせつ土砂受入にあたっては、別紙－２の「新海面処分場にて受入れるしゅんせつ土の取り扱い」のとお

り、放射性物質濃度を測定したものを受け入れる。

4　しゅんせつ土砂負担金

新海面処分場は、都の一般会計で建設と管理を行っており、建設費用及び管理費用から 1 ㎥当たりの換算費用を算出し、一般会計以外の他会計などからは、受入土量に応じた負担金を徴収することとしている。

その負担金の詳細は、別紙－３の「しゅんせつ土砂負担金表」のとおり。

負担金は、都の発行する納入通知書で定める期間内に納入すること。

なお、一般会計で、しゅんせつ土砂を発生し、新海面処分場への搬出しようとする工事においては、一般会計間の負担金の徴収は事務の重複となることから行わないが、新海面処分場の建設と管理にかかる費用が、１㎥当たり約 5 千円であることを留意し、しゅんせつ土砂の発生抑制や有効利用に努めること。

5　申請から搬入及び負担金納付までの手続き（「フロー図」参照）

（１）申請等

ア　申請等の宛先　　東京都東京港管理事務所長

イ　申請等の連絡先　　東京都東京港管理事務所　臨海地域管理課 施設担当
しゅんせつ土砂受入担当
〒108-0075　東京都港区港南三丁目９番 56 号　東京港管理事務所４階
電話　03-5463-0232　　MAIL　syunsetu@section.metro.tokyo.jp
なお、担当者氏名やＥメールアドレス等は、別途配布の「関係連絡先一覧表」により確認のこと

ウ　書類提出者　　搬入者（発注者と受注者が個々に提出する書類がある。）

エ　申請等の様式　　別紙－４の「しゅんせつ土砂土関係提出書類」に定める様式のほか、所定の必要資料を添付すること。

オ　受　　付　　開庁時間内、事前に連絡して予約すること。

（２）しゅんせつ土砂搬入の申請方法

発注者（搬入者でしゅんせつ土砂発生工事の発注機関）は、当該工事の最新の受入計画の土量及び期間を確認すること。

受入計画に記載された土量や期間を超える申請は承認することができない。

申請は、受入計画に合わせて単年度ごとに行うこと。

発注者は、「しゅんせつ土砂土関係提出書類の様式（以下、提出様式という。）－１」に基づき申請書を作成し、「提出様式－２」の発生抑制・有効利用説明書及び「提出様式－３」の底質試験結果一覧表のほか所定の添付書類とともに、東京港管理事務所に提出

のこと。

次年度も引き続き搬入する場合には、同一工事であっても、再度、申請が必要となる。その際、次年度の受入計画において決定されていることが必要であり、かつ、年度内に「提出様式－４」に基づき継続申請書を作成し、所定の添付書類とともに、東京港管理事務所に提出すること。

しゅんせつ土砂作業の実務を受注者に行わせる場合にあっては、申請時にその旨を申し出、「提出様式－１」及び「提出様式－４」の受注者欄に受注者とその担当者氏名等を明らかにすること。申請書中に記載された受注者は、着手届等の実務に係わる書類を提出できる。

又、一般会計外の発注者は、申請時に負担金の支払いを発注者が行うか、受注者が行うかを明らかにすること。受注者が行う場合は、その証明書類の写しを添付すること。

東京港管理事務所は、発注者から申請書類の受理後、受入基準等に適合することを確認のうえ、速やかにしゅんせつ土砂の受入承認書を交付するものとする。

（３）着手届の提出と受入承認旗の貸出

ア　受注者（搬入者でしゅんせつ土砂発生工事の契約を受注した会社）は承認を得た後、速やかに「提出様式－５」に基づき着手届と施工計画書（月別土砂搬出工程表（提出様式－６）、船舶一覧表、土運船の形状寸法表等を含む。）を所長に提出すること。工事期間内において月別土砂搬出工程表に変更があれば、直ちにＥメール等により東京港管理事務所あて提出すること。

イ　受入承認旗の貸出は、受注者が提出する「提出様式－７」の受入承認旗借用書をもって、引船等の使用船舶数に応じ貸出すものとする。受入承認旗のない曳船等は受入れない。

受入承認旗は、受注者が責任を持って管理すること。また、受入承認旗は引船等に必ず取り付け、旗番号と船名が容易に確認できるようにしておくこと。

ウ　土砂受入に先立ち、東京都が契約している土量計測等監理受託者（以下「計測監理受託者」という。)及び土砂仮置・送泥等施工者（以下「受入等監理受託者」という。）に、着手届の写など別紙－４のとおりの書類を各々に提出すること。

(４)変更申請等の提出

ア 土量の変更・期間の延伸等、承認内容に変更が生じる場合は、速やかに変更申請を行うこと。

イ 変更申請の前提として、受入計画の変更が必須である。そのため、発注者は、変更申請が必要となった時点で、遅滞なく受入計画の変更手続きを行うこと。

ウ　その後、重要な変更については、発注者が「提出様式－８」に基づき変更申請を行うものとし、変更承認後、受注者は「提出様式－９」に基づき変更着手届を提出

すること。軽易な変更申請と東京港管理事務所が認める場合は、発注者が「提出様式－１０」に基づき変更手続きを行い、受注者は「提出様式－９」に基づき変更着手届を提出すること。

エ　引船を追加する際には、船舶一覧表に追加船舶名を追加し、東京港管理事務所の確認を得ること。同時に提出する受入承認旗の追加の借用書には、受入承認旗の総借用数が分かるようにし、東京港管理事務所の確認を得ること。

オ　土運船を追加する際には、船舶一覧表に追加船舶名を追加し、更に追加土運船の形状寸法表を添付し、東京港管理事務所の確認を得ること。

（５）完了届の提出と受入承認旗の返還

ア　受注者は、受入完了後速やかに「提出様式－１１」に基づき完了届を東京港管理事務所に提出すること。

イ　受注者は、受入完了後、受入承認旗を洗濯のうえ、速やかに東京港管理事務所に返還すること。返還に際しては、受入承認旗借用書の写を提出し、受入承認旗の員数の確認を得ること。

（６）しゅんせつ土砂負担金の徴収（毎月）

承認時に負担金を徴収するとされた発注者又は発注者より負担金を工事契約により支払い義務を負った受注者は、負担金として、都の毎月の検量数量に基づき算出され、請求を受けたところの所定の負担金額を、別途発行する納入通知書により、所長の指定する期日までに納入しなければならない。

６　土砂仮置場へのしゅんせつ土砂の搬入について

しゅんせつ土砂の搬入に当たっては、現地を管理する計測監理受託者及び受入等監理受託者の指示に従うこと。

（１）汚濁防止枠船の運用

新海面処分場へのしゅんせつ土砂受入は汚濁防止枠船方式によって行われている。

受注者は、しゅんせつ土砂を積み込んだ底開式土運船を汚濁防止枠船に引き入れ、汚濁防止枠船内にしゅんせつ土砂を投入する。その後、土砂仮置場の海底に仮置きされた土量が所定の量となった段階で、汚濁防止枠船に付属しているポンプにより新海面処分場内に送泥することとなっている。

汚濁防止枠船の受入時間及び受入休業日・中止日は以下のとおりである。

ア　受入時間

８時００分から１７時００分まで

イ　受入休業日

原則として土曜日、日曜日、祝日(祝日振替日を含む。)（繁忙期においては、臨

時に受入を行う場合がある。）

盆・正月の期間

ウ　受入中止日

しゅんせつ土砂受入場所における工事等や、天候不順等により土砂処分が危険と判断される場合は、受入れを中止することがある。

（２）計測監理受託者（東京港管理事務所委託の受託者）

所長が承認したしゅんせつ土砂の受入監理のため、東京港管理事務所は土量計測等監理委託を発注している。

しゅんせつ土砂の受入調整・監理及び土運船土量検量を行うものである。そのため、受注者は、計測監理受託者に着手届などの写を計測監理受託者に提出するとともに、必要な資料も提出すること。

所長が承認した受入承認旗を有しない引船（押船）については、計測監理受託者において、受入を拒否する。

計測監理受託者が、土運船内の異物混入を確認した場合は、受入できないので、搬入者側の責任において持ち帰ること。

なお、担当者氏名やＥメールアドレス等は、別途配布の「関係連絡先一覧表」により確認のこと

（３）　受入等監理受託者（東京港建設事務所工事の受注者）

汚濁防止枠船の施工管理は、東京港建設事務所工事の受注者である受入等監理受託者により行われている。受入等監理受託者は、搬入者（受注者）からの搬出予定を基に受入を調整している。受注者は、受入等監理受託者に着手届などの写を受入等監理受託者に提出するとともに、必要な資料も提出すること。

なお、担当者氏名やＥメールアドレス等は、別途配布の「関係連絡先一覧表」により確認のこと

（４）　汚濁防止枠船内投入に関する注意事項

受注者は、事前に計測監理受託者及び受入等監理受託者と十分に調整したうえしゅんせつ土砂を土運船で汚濁防止枠船内まで運搬し、監理受託者の指示する場所に投入すること。また、作業終了後は、汚濁防止枠船のゲートの開口を確認し、速やかに汚濁防止枠船内から回避し、他の船舶の作業に支障とならないようにすること。

なお、土運船等の注意事項は次のとおりである。

ア　土運船は、最大幅１６ｍ、最大長さ１１５ｍ（押船を含む）、最大喫水５ｍとすること。

イ　土運船を汚濁防止枠船に引船（押船）で入航するときは、曳航ロープを短くすること。

汚濁防止枠船への入航前には、監理受託者の補助船が土運船の誘導を行う。

ウ　底開作業中には汚濁防止枠船内の水位が変動するので、搬入者（受注者）は、引

船等の船内に待機すること。

（５）東京港内の運航について

東京港内の運航に当たって、搬入者は、「港則法」の規定等を遵守しなければならない。

7　軟泥の搬入について

軟泥については、汚濁防止枠船の使用をしないで、搬入者自身が工事の中で確保するポンプ船によって、指定された新海面処分場のブロック内に送泥することとしている。そのため、軟泥が発生する工事の搬入については、ポンプ船を確保している工事とその他の確保していない工事間で、搬入調整を行ったうえで搬入すること。

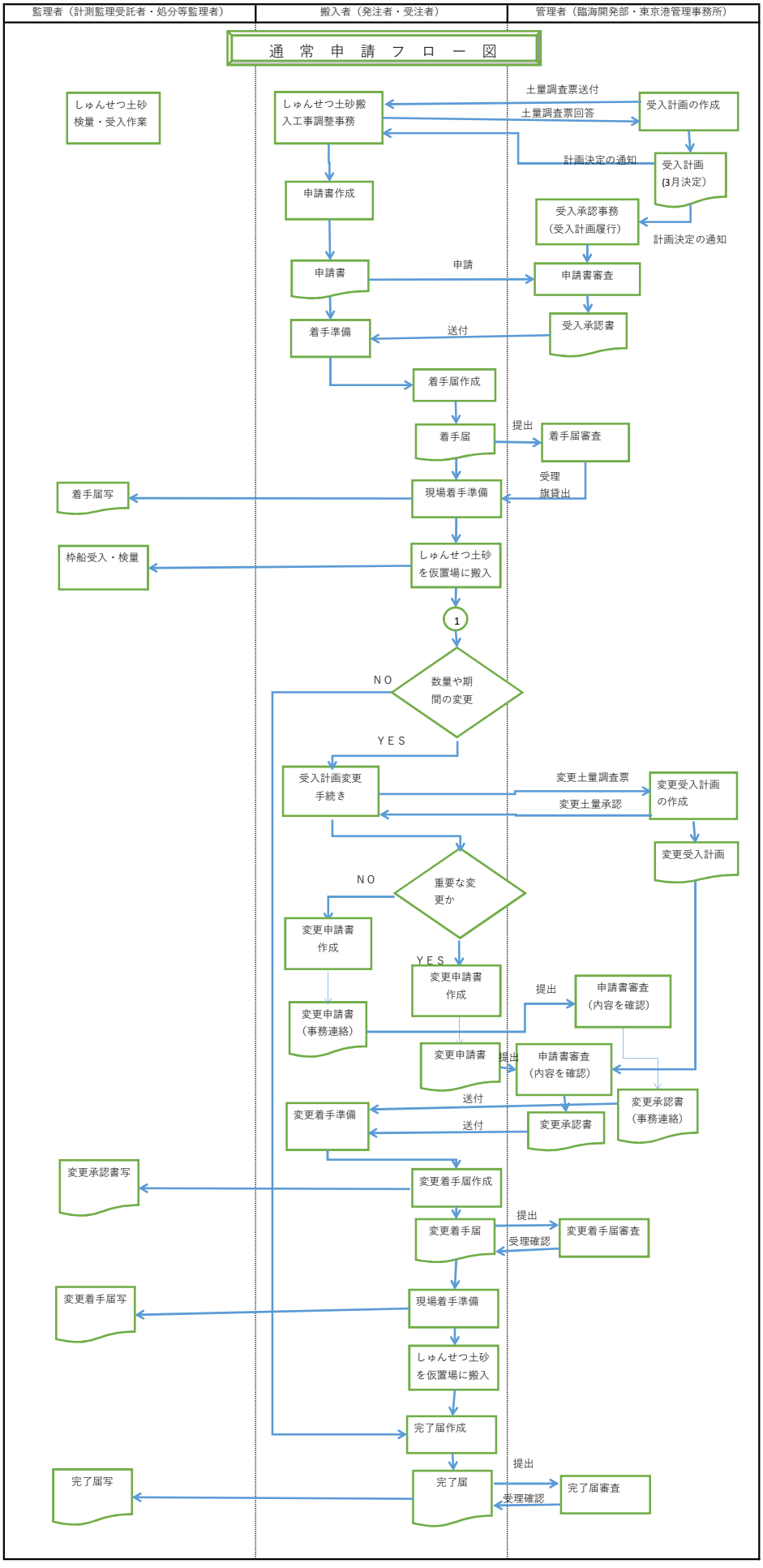
監理者（計測監理受託者・処分等監理者）
搬入者（発注者・受注者）
管理者（臨海開発部・東京港管理事務所）
通　常　申　請　フ　ロ　ー　図
しゅんせつ土砂検量・受入作業
しゅんせつ土砂搬入工事調整事務
土量調査票送付
土量調査票回答
受入計画の作成
計画決定の通知
受入計画(3月決定)
申請書作成
受入承認事務(受入計画履行)
計画決定の通知
申請書
申請
申請書審査
着手準備
送付
受入承認書
着手届作成
着手届
提出
着手届審査
受理
旗貸出
着手届写
現場着手準備
枠船受入・検量
しゅんせつ土砂を仮置場に搬入
1
NO
数量や期間の変更
YES
受入計画変更手続き
変更土量調査票
変更土量承認
変更受入計画の作成
変更受入計画
NO
重要な変更か
変更申請書作成
YES
変更申請書作成
提出
申請書審査(内容を確認)
変更申請書(事務連絡)
変更申請書
提出
申請書審査(内容を確認)
送付
変更着手準備
送付
変更承認書
変更承認書(事務連絡)
変更承認書写
変更着手届作成
提出
変更着手届
受理確認
変更着手届審査
変更着手届写
現場着手準備
しゅんせつ土砂を仮置場に搬入
完了届作成
提出
完了届
受理確認
完了届審査
完了届写

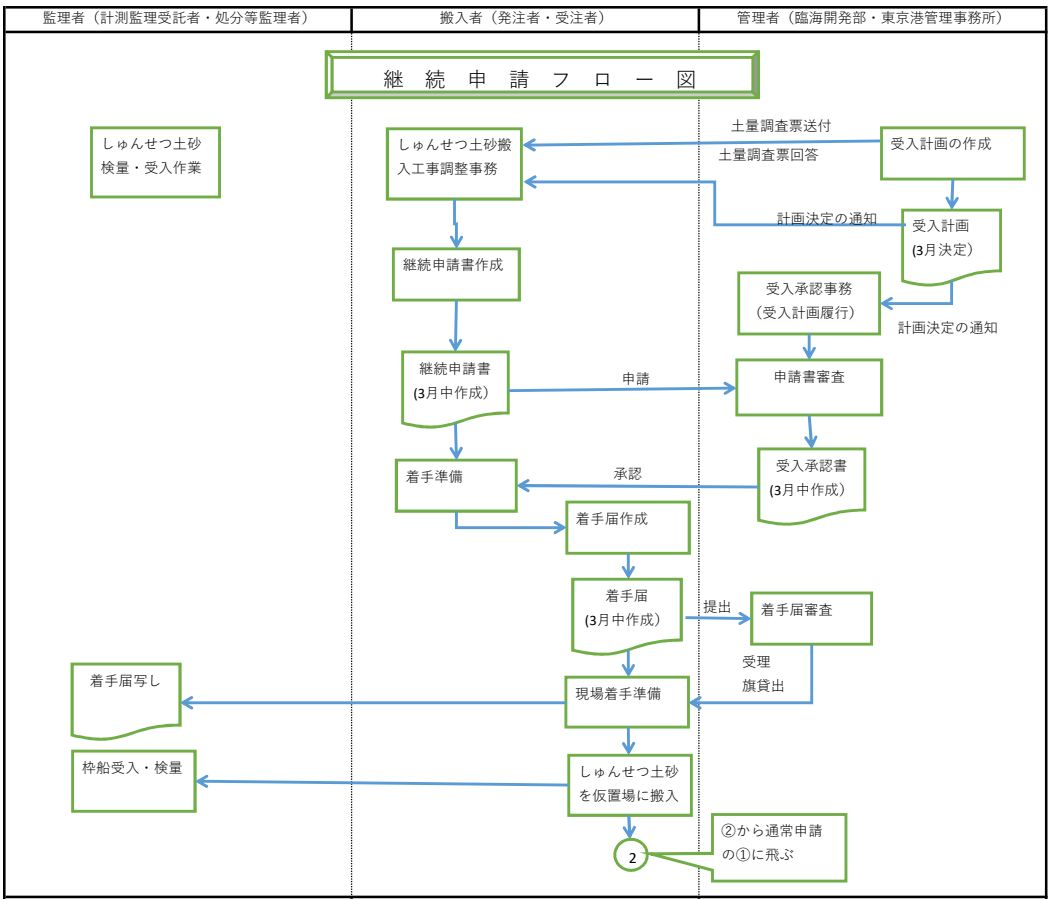
監理者（計測監理受託者・処分等監理者）
搬入者（発注者・受注者）
管理者（臨海開発部・東京港管理事務所）
継　続　申　請　フ　ロ　ー　図
しゅんせつ土砂
検量・受入作業
しゅんせつ土砂搬
入工事調整事務
土量調査票送付
土量調査票回答
受入計画の作成
計画決定の通知
受入計画
(3月決定)
継続申請書作成
受入承認事務
（受入計画履行）
計画決定の通知
継続申請書
(3月中作成)
申請
申請書審査
着手準備
承認
受入承認書
(3月中作成)
着手届作成
着手届
(3月中作成)
提出
着手届審査
受理
旗貸出
着手届写し
現場着手準備
枠船受入・検量
しゅんせつ土砂
を仮置場に搬入
2
②から通常申請
の①に飛ぶ

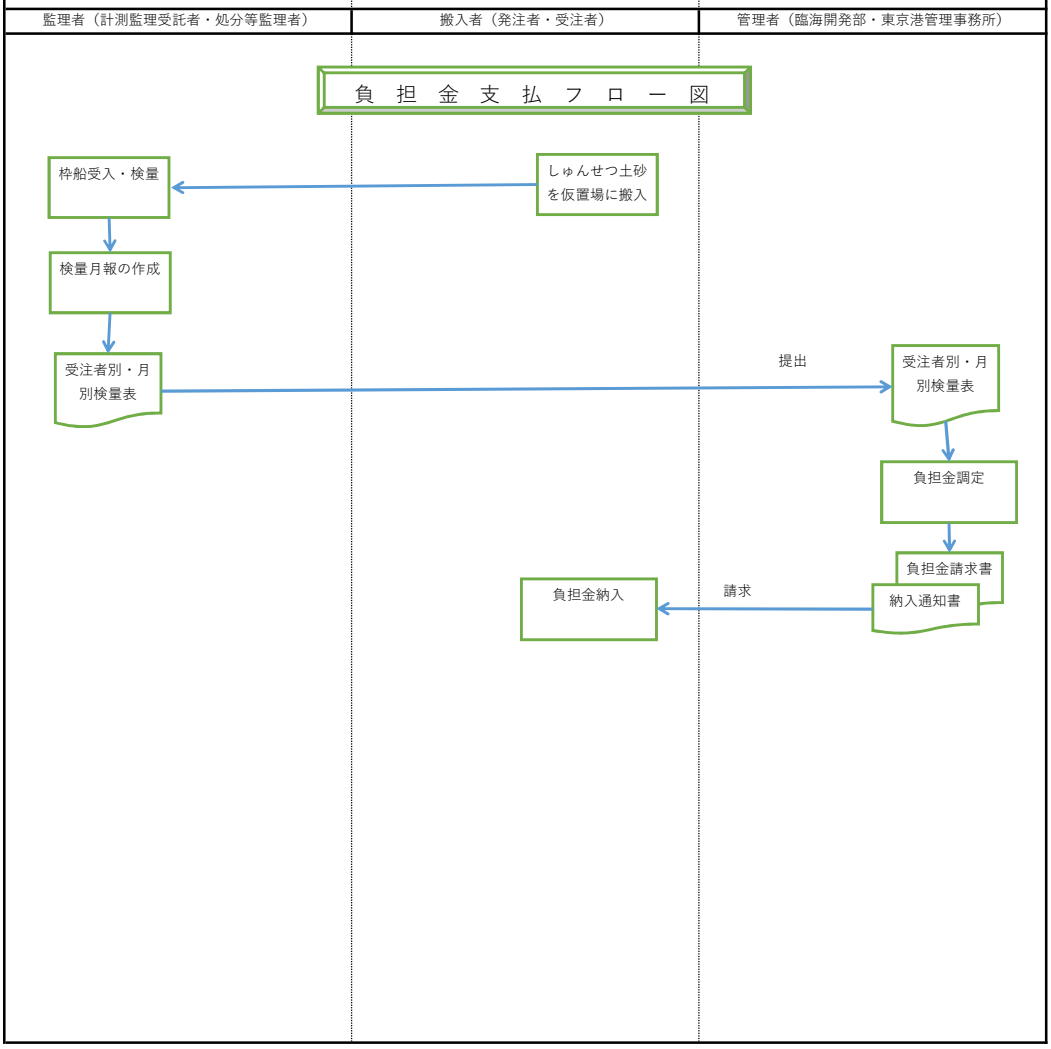
監理者（計測監理受託者・処分等監理者）
搬入者（発注者・受注者）
管理者（臨海開発部・東京港管理事務所）
負　担　金　支　払　フ　ロ　ー　図
枠船受入・検量
しゅんせつ土砂
を仮置場に搬入
検量月報の作成
受注者別・月
別検量表
提出
受注者別・月
別検量表
負担金調定
負担金請求書
納入通知書
請求
負担金納入

別紙－１

しゅんせつ土砂の受入基準等

新海面処分場は、東京港内から発生する他で有効利用出来ないしゅんせつ土砂及び東京都内の河川から発生するしゅんせつ土砂の東京港内における最後の埋立地である。

従来、新海面処分場に受入れているしゅんせつ土砂については、水底土砂調査要綱（平成 26 年１月　東京都後湾局　以下、調査要綱という。）などに基づいて受入られてきた。

一方で、新海面処分場には、海洋汚染防止法等に基づいて建設発生土も受け入れており、建設発生土に関しては、既に「建設発生土の受入基準等」がまとめられている。又、リサイクルガイドライン（2020 年４月　東京都）には、しゅんせつ土の受入基準が記載されている。

以上から、調査要綱とそれら基準等とを総合化するとともに、明文化されていない注意事項もあることから、それらを取りまとめた「しゅんせつ土砂の受入基準等」を作成するものである。

Ⅰ　受入れできないしゅんせつ土砂は、以下のとおり。

１　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和４５年１２月２５日法律第１３７号）上の廃棄物に該当するもの

２　表―１　しゅんせつ土砂の受入基準（物理・化学性状）を満たさないもの

３　表―１「産業廃棄物混入しゅんせつ土砂」（セメコン塊、アスコン塊、木片、金属くず、塩ビ、瓦、プラスチックなど）

「一般廃棄物混入しゅんせつ土砂」（ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など）

Ⅱ　受入れできるしゅんせつ土砂は、以下の条件を全て満たすものとする。

１　しゅんせつ土砂の物理性状に係る受入基準

表―１「最大径」の基準を満たすもの

２　しゅんせつ土砂の化学性状に係る受入基準

(1)　調査項目及び判定基準

ア　一般的なしゅんせつ土砂

調査項目は表―１のとおりである。

判定基準についても、表－１のとおりである。

イ　軟泥

「東京地域公害防止計画」に基づく運河部での汚泥しゅんせつを実施する際の汚泥判定にあたっては、一般的なしゅんせつ土砂の調査項目に加えて、「底泥評価基準」（東京都港湾局）に基づき以下の項目について試験を行う。

１）　含水比

２）　Ｔ－Ｎ

３）　Ｔ－Ｐ

４）　ＣＯＤ

底泥評価基準の判定基準を上回ったものは、軟泥として受入れる。

(2)　試験方法

ア　表－１の摘要欄の１）については、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等の検定方法」（昭和４８年２月１７日　環境庁告示第１４号）

イ　表－１の摘要欄の２）については、「底質調査方法について」（平成２４年８月８日　環水大水発第 120725002 号）

ウ　表－１の摘要欄の３）については、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成 21 年 3 月　環境庁水質保全局水質管理課）

エ　表－１の摘要欄の４）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条第１項第４号で規定する油分の検定方法」（昭和５１年２月２７日　環境庁告示第 3 号）または、平成１９年８月１４日環境省公布による「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」　環廃産発第 070814001 号、環地保発第 070814001 号による。

(3)　試料採取地点の選定方法

ア　水平方向試料採取地点

しゅんせつ水域に２００ｍ～３００ｍメッシュで採泥地点を設定するものとし、河口部等堆積汚泥の分布状況が変化しやすい場所においては、必要に応じて地点を増加するものとする。ただし、隅田川と荒川に挟まれた地域は、２００ｍメッシュとする。

イ　深度方向試料採取位置及び分析試験位置

（ア）深度方向の調査については、対象水域の中央部付近の１点（一方向に 5 メッシュ以上となる場合には、その両端付近の地点を、河口部がある場合は、その下流によって堆積されやすい地点を増加する。）については、しゅんせつ等の掘削深度までとし、分析試験実施位置は以下のとおり区分する。

・　掘削深度１ｍ未満の場合、表層とする。
・　掘削深度１ｍ以上２ｍ未満の場合、表層と１ｍとする。
・　掘削深度２ｍ以上の場合、掘削深度まで１ｍごと実施する。

ただし、表層と１ｍの試料の金属等の測定値が基準値をかなり下回る（１０分の１以下）場合は、２ｍ以深を省略することができる。

（イ）軟泥に関する調査項目についての試験は、原則として掘削深度まで１ｍごとに行うものとする。

【調査を行うに当たっての注意事項】

①　地盤改良の盛上がり土砂を搬入する場合

・　地盤改良の事後に底質試験を行う場合は、上記の（ア）のとおり行うものとする。

・　地盤改良の事前に底質試験を行う場合は、採用する地盤改良工法の特性に合わせて、推定される盛上がり量から、盛上がり層の下端深度までの間について、1m 毎に底質試験を行うものとする。

②　工期内に新規に堆積した土砂を搬入する場合

・　河川工事において、工期内に出水があり、新たな堆積が生じ、新規堆積物を追加でしゅんせつしようとする場合、新規堆積物の試料採取と試験を追加して行うこと。

③　汚染範囲を確定して、汚染部分を除いた土砂を搬入する場合

・　汚染範囲の確定のための追加の調査計画を作成する場合は、東京港管理事務所に事前相談を行うこと。

・　追加の試験結果についても、東京港管理事務所に報告すること。

(4)　試験試料の採取時期

試料採取と試験は、申請の直近時期に行うことが望ましく、しゅんせつ土砂を運搬しようとする工事の中で行うことを標準とする。

申請時期と採取時期は６カ月を超えないよう努めるものとする。

(5)　試験実施機関

試験は、公的な試験所、大学又は計量法第１０７条の規程により、都道府県知事の登録を受けけた試験機関（同条ただし書で登録を要しないとされた機関を含む。）で行うこと。

(6)　試験成果

ア　試験成果表は、試験実施機関印及び試験担当者（環境計量士）の記名押印のあるものであること。

また、試験は法定の検定方法により行い、これを試験成果表に記入すること。

イ　試験成果表には、しゅんせつ等の施工位置、施工範囲及び試料採取地点を明示した試料採取地点図を添付すること。

ウ　試験成果の報告書及び観察用資料の様式、表示方法等については、特記仕様書に記載すること。

エ　新海面処分場への受入申請の添付図書として、申請等に係る提出書類の様式－３の底質試験結果一覧表を提出すること。又、試料採取地点図の様式は特に定めないが、縮尺は 1/2,500～1/5,000 程度とすること。

(7)　試料の保存期間

分析試験に供した試料は、分析試験終了後、試験実施機関に６ヶ月間保存させること。

しゅんせつ土砂の受入基準（表－１）

① 物理性状

塊の最大径	30cm 以下
産業廃棄物混入土砂 セメコン塊、アスコン塊　木片、金属くず、塩ビ、瓦、プラスチックなど	不可
一般廃棄物混入土砂 ゴミ、塵埃、ビン、缶、草木など	不可

② 化学性状

	物　質　名	試験内容	判定基準	適用
1	水銀又はその化合物	溶出試験	0.005mg/ℓ以下	1）
2	カドミウム又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下	1）
3	鉛又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下	1）
4	六価クロム化合物	〃	0.5mg/ℓ以下	1）
5	ひ素又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下	1）
6	シアン化合物	〃	1.0mg/ℓ以下	1）
7	アルキル水銀化合物	〃	検出されないこと	1）
8	有機リン化合物	〃	1.0mg/ℓ以下	1）
9	ＰＣＢ	〃	0.003mg/ℓ以下	1）
10	銅又はその化合物	〃	3.0mg/ℓ以下	1）
11	亜鉛又はその化合物	〃	2.0mg/ℓ以下	1）
12	ふっ化物	〃	15.0mg/ℓ以下	1）
13	トリクロロエチレン	〃	0.3mg/ℓ以下	1）
14	テトラクロロエチレン	〃	0.1mg/ℓ以下	1）
15	ベリリウム又はその化合物	〃	2.5mg/ℓ以下	1）
16	クロム又はその化合物	〃	2.0mg/ℓ以下	1）
17	ニッケル又はその化合物	〃	1.2mg/ℓ以下	1）
18	バナジウム又はその化合物	〃	1.5mg/ℓ以下	1）
19	ジクロロメタン	〃	0.2mg/ℓ以下	1）
20	四塩化炭素	〃	0.02mg/ℓ以下	1）
21	１，２－ジクロロエタン	〃	0.04mg/ℓ以下	1）
22	１，１－ジクロロエチレン	〃	1.0mg/ℓ以下	1）
23	シス－１，２－ジクロロエチレン	〃	0.4mg/ℓ以下	1）
24	１，１，１－トリクロロエタン	〃	3.0mg/ℓ以下	1）
25	１，１，２－トリクロロエタン	〃	0.06mg/ℓ以下	1）
26	１，３－ジクロロプロペン	〃	0.02mg/ℓ以下	1）

27	チウラム	〃	0.06mg/ℓ以下	1）
28	シマジン	〃	0.03mg/ℓ以下	1）
29	チオベンカルブ	〃	0.2mg/ℓ以下	1）
30	ベンゼン	〃	0.1mg/ℓ以下	1）
31	セレン又はその化合物	〃	0.1mg/ℓ以下	1）
32	1，4－ジオキサン	〃	0.5mg/ℓ以下	1）
33	ダイオキシン類	〃	10pg-TEQ /ℓ以下	1）
34	油分	〃	15.0mg/ℓ以下	4）
35	有機塩素化合物	含有試験	40.0mg/kg以下	1）
36	水銀	〃	25mg/kg未満	2）
37	ＰＣＢ	〃	10mg/kg未満	2）
38	ダイオキシン類	〃	150pg-TEQ/g以下	3）

注１）「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第５条第１項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和４８年２月１７日総理府令第６号）

注２）「底質の暫定除去基準について」（昭和５０年１０月２８日　環水管第１１９号）

注３）「ダイオキシン類を含む水底土砂の取り扱いに関する指針について」（平成１５年９月　２６日環地保発第 030926003 号　環水管発第 030926001 号）

注４）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条第１項第４号で規定する油分を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和５１年２月２６日　総理府令第５号）または、平成１９年８月１４日環境省公布による「海洋投入処分できる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法の当面の扱いについて」　環廃産発第 070814001 号、環地保発第 070814001 号による。

別紙－２

新海面処分場にて受入れるしゅんせつ土の取扱いについて

1　基本的考え方

新海面処分場における作業環境などの安全性を確認するため、放射性物質濃度（※）を測定したものを受入れる。

（※）Ｃｓ-134 とＣｓ-137 との合計

2　調査頻度

1 工事ごとに 1 地点

3　調査深度

表層及び 0.5m

（5 サンプルを混合し 1 検体とする。ただし、深度方向には混合しない。）

5 サンプルの配置は下図のとおり

4　調査項目

（1）放射性物質濃度（セシウム　Ｃｓ-134　　Ｃｓ-137）

（2）含水比

5　試験方法

（1）4（1）は、「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」による。

なお、検出限界値は、10Bq/kg とする。

（2）4（2）は、「東京港内における水底土砂の調査要綱（東京都港湾局）」

6　備　　考

（1）新規受入申請予定の工事については、事前に調査を実施し、放射性物質濃度調査結果を添付して受入申請を行うこと。

（2）受入申請にあたっては、工事区域と放射性物質濃度調査位置の関係がわかる図面を添付すること。

（3）分析調査結果は、港湾局ＨＰにて公表する。

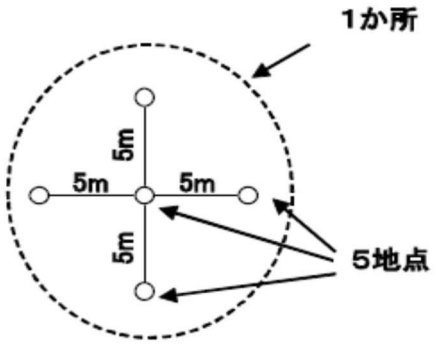

5 サンプルの配置図

別紙－３

しゅんせつ土砂分担金表

枠付送泥船

検量　１m³当たり　４，８８１円（消費税込み）

（護岸建設費負担分　１，６８８円、

しゅんせつ土砂の埋立処分に要する経費　３，１９３円）

申請等に係る提出書類

東京都港湾局ホームページから入手可能・ただし、申請と着手届・完了届等主要な様式だけで、その他様式は、担当より提供する。

ホームページアドレス　http://www.kouwan.metro.lg.jp/business/user/download/n/
トップ>ビジネス利用>港湾利用者の方へ>東京都港湾局申請様式ダウンロードサービス一覧>しゅんせつ土砂に関する申請書ダウンロードサービス

１　東京港管理事務所への提出書類（様式指定のないものは任意）

（1）申請書（ 発注者名 ）

東京港管理事務所に１部提出

○表紙　（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１

（件名・土砂発生場所・搬入量・搬入方法・搬入期間・連絡先（監督員）・受注者等）

添付書類は以下のとおり

○受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）

○発生抑制・有効利用説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２

○全体事業と今回工事の概要説明書（案内図・平面図・断面図の添付）

○土量計算書(事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書)

○工事工程表

○底質調査位置（平面・深度方向）選定図

○底質調査報告書(計量士印のある試験結果一覧表)・・・・・・・・・・・・・・・・様式３

（採泥地点図に採泥年月日・責任者・立会者名が記入捺印のもの）

○放射性物質濃度調査結果報告書（計量士印のある分析証明書）

（採泥地点図に採泥年月日・責任者・立会者名が記入捺印のもの）

○支出科目書類添付（東京都一般会計の工事）

（2）継続申請書（ 発注者名 ）２か年以上の工事で、２年目以降の申請に使用。

東京港管理事務所に１部提出

○表紙　（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式４

（工事件名・土砂発生場所・搬入量・搬入方法・搬入期間・連絡先（監督員）・受注者等）

添付書類は以下のとおり

○受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）

○発生抑制・有効利用説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式２

○工事の概要説明書（前回と今回の関連、案内図・平面図・断面図の添付）

○土量計算書(事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書)
○工事工程表（前回と今回の関係が分かるもの）
○支出科目書類添付（東京都の工事）

（3）着手届 （ 受 注 者 名 ）
東京港管理事務所に 2 部提出、1 部返却
○表紙 （記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式５
（承認番号・工事件名・土砂発生場所・搬入量・搬入期間・着手年月日・連絡先等）
添付書類（以下のとおり）
○受入承認書写
○施工計画書(工事全般で 5～6 ページ程度)※
※施工計画書の記載内容については、次のとおりとする。
施工位置図、船団構成、運搬経路図、連絡体制(常時・緊急時)、しゅんせつ施工方法等
○申請用船舶一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１３
○月別土砂搬出工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式６
○工事契約書写
○海上保安部等の工事許可書の写
○土運船の形状寸法表
○受入承認旗借用書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式７

（4）変更申請書（ 発注者名 ）数量及び期間等についての重要な変更の場合
東京港管理事務所 1 部提出
○表紙 （記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式８
（工事件名・土砂発生場所・搬入量・搬入方法・搬入期間・変更理由・連絡先・受注者等）
添付書類（以下のとおり）
○承認書写
○受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）
○発生抑制・有効利用（必要に応じ）
○工事の概要説明（当初と変更の関係、案内図・平面図・断面図の添付）
○土量計算書(事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書)
○工事工程表（変更内容が分かるもの）
○その他必要な資料

（5）変更着手届 （ 受 注 者 名 ） 変更に関わる部分の着手届
東京港管理事務所に 2 部提出、1 部返却
○表紙 （記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式９

（承認番号・工事件名・土砂発生場所・搬入量・搬入期間・着手年月日・連絡先等）
添付書類（以下のとおり）
○変更承認書写
○変更施工計画書(変更に関わる部分を記載)
○変更使用船舶一覧表（変更が生じた場合）及び変更工事工程表
○月別土砂搬出工程表（変更後）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式６
○変更工事契約書写
○海上保安部等の変更工事許可書写（海上工事の場合）（必要に応じ）
○土運船の形状寸法表（必要に応じ）
○受入承認旗借用書（必要に応じ）

（6）変更申請書（発注者名 ）数量及び期間等についての軽易な変更（事務連絡）
東京港管理事務所１部提出
○表紙　（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１０
（工事件名・土砂発生場所・搬入量・搬入期間・搬入方法・変更理由・連絡先・受注者等）
添付書類（以下のとおり）
○承認書写
○受入計画資料写（受入土量・受入月など記載あるもの）
○工事概要説明書（前回と今回の関連、案内図・平面図・断面図の添付）
○土量計算書(事前測量と計画高による平均断面法による土量計算書）（必要に応じ）
○工事工程表（変更内容が分かるもの）

（7）引船、土運船の追加の手続き（施工計画の一部変更）
東京港管理事務所２部提出１部返却
○引船を追加の場合、追加の引船を明示した使用船舶一覧表と追加の受入承認旗借用書
○土運船を追加の場合、追加の土運船を明示した使用船舶一覧表と土運船の形状寸法表

（8）完　了　届　（ 受 注 者 名 ）
東京港管理事務所２部提出１部返却
○表紙　（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１１
（承認番号・工事件名・土砂発生場所・搬入量・搬入期間・完了年月日・連絡先・確認者等）
添付書類（以下のとおり）
○土量計算書　（前後測図等により土量計算）
○検量土量表　（土量計測等監理受託者から入手する）
○受入承認旗借用書写（旗の員数確認のため）

（9）搬入中止の通知 （ 受 注 者 名 ）

東京港管理事務所１部提出

○表紙　（記載項目は以下のとおり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式１１

（承認番号・工事件名・土砂発生場所・搬入中止理由・連絡先等）

添付書類（以下のとおり）

○受入承認書写

○工事概要説明書（工事概要と今後の予定など）

２　土量計測等監理受託者、及び土砂仮置・送泥等施工者への提出書類

（1）着　手　時

○着手届写(受付印のあるもの)と必要な添付書類(受入承認旗借用書写､土運船形状表など)

○その他監理者が必要とするもの

（2）数量や期間の変更申請を行った際

○変更申請写と必要な添付書類（受入承認旗借用書写、土運船形状表など）

○その他監理者が必要とするもの

（3）引船、土運船の追加の書類の写

○追加の引船を明示した使用船舶一覧表写と追加の受入承認旗借用書写

○追加の土運船を明示した使用船舶一覧表写と土運船の形状寸法表

（4）完　了　時

○完了の報告、及び完了届写

○受入承認旗借用書写（返却確認の受付印のあるもの）

様式－１

文書番号
令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長　殿

申請者　　法人等の名称
代表者　氏名
㊞

しゅんせつ土砂搬入の申請について

　このことについて、下記のとおり、新海面処分場二次送泥用土砂仮置場にしゅんせつ土砂を搬入したいので申請します。

記

1. 件　名		
2. しゅんせつ場所		
3. 搬入量	m3	
4. 搬入方法	底開式土運船から直投方式	
5. 搬入期間	令和〇年〇月〇日　から　令和〇年〇月〇日　まで	
6. 負担金	支払わない・申請者or受注者が支払う	
7. 添付書類	受入計画資料写	1　部
	発生抑制・有効利用説明書	1　部
	全体事業と今回工事の概要説明書	1　部
	土量計算書	1　部
	工事工程表	1　部
	底質試験位置（平面・深度方向）選定図	1　部
	底質(溶出・含有)調査報告書	1　部
	放射性物質濃度調査結果報告書	1　部
	支出科目書類or支払い根拠資料	1　部
8. 連　絡　先	監督員：東京都〇〇建設事務所	電話：03-
	〇〇課　〇〇	MAIL：〇〇〇〇
9. 受　注　者	受注者：株式会社〇〇	電話：03-
	現場代理人　〇〇	MAIL：〇〇〇〇

様式－２

しゅんせつ土砂の発生抑制・有効利用対策

(1)発生抑制（リサイクルガイドラインより）

①河川や港湾のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工に止め、しゅんせつ土の発生を抑制する。

②河川や港湾のしゅんせつに当たっては、必要以上の余掘りを避け、しゅんせつ土の発生を抑制する。

【本工事での対策】

(2)河川事業等での活用（リサイクルガイドラインより）

①しゅんせつ土を改良し、護岸根固め材やテラス工事の中詰材等として有効利用を促進する。

②再生利用に関する技術確立に向けて、試験施工等を積極的に実施していく。

【本工事での対策】

・工種

・有効利用量

様式－３

底質試験結果一覧表（１）

P.

区分

調査件名：　　調査地点：　　調査担当：

地点番号：　　分析担当：

地盤高：　　測定深度：　　試料採取年月日：平成　年　月　日　時　分　　分析年月日：平成　年　月　日～

平成　年　月　日

標尺	標高	層厚	図表	土質名	色調	観察記事	試料番号	試料採取位置	泥温	含水比	含水量一般項目 mg/g			溶出試験 mg/l									
											COD	全窒素	全りん	アルキル水銀化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機りん化合物	六価クロム化合物	ひ素又はその化合物	シアン化合物	PCB	銅又はその化合物
m	A.P. m	m							℃	%													
											定量下限値												
											判定基準値			ND	0.005	0.1	0.1	1.0	0.5	0.1	1.0	0.003	3.0

底質試験結果一覧表（２）

区分

調査件名：　　調査地点：　　調査担当：

地点番号：　　分析担当：

地盤高：　　測定深度：　　試料採取年月日：平成　年　月　日　時　分　　分析年月日：平成　年　月　日～

平成　年　月　日

標尺 m	溶出試験 mg/l																						pg-TEQ/l	含有量試験 mg/kg			pg-TEQ/g
	亜鉛又はその化合物	ふっ化物	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベリリウム又はその化合物	クロム又はその化合物	ニッケル又はその化合物	バナジウム又はその化合物	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	シス―1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1・4―ジオキサン	油分	ダイオキシン類	水銀又はその化合物	PCB	有機塩素化合物	ダイオキシン類
―																											
―																											
―																											
定量下限値																											
判定基準値	5.0	15	0.3	0.1	2.5	2.0	1.2	1.5	0.2	0.02	0.04	0.2	0.4	3.0	0.06	0.02	0.06	0.03	0.2	0.1	0.1	0.5	15	10	30	10	40	150

様式－４

文書番号
令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長　殿

申請者　　法人等の名称
代表者　氏名
㊞

しゅんせつ土砂搬入の申請について（継続）

このことについて、下記のとおり、新海面処分場二次送泥用土砂仮置場にしゅんせつ土砂を搬入したいので申請します。

記

1. 件　名		
2. 土砂発生場所		
3. 搬入量	＿＿＿＿＿＿ m3	
4. 搬入方法	底開式土運船から直投方式	
5. 搬入期間	令和〇年〇月〇日　から　令和〇年〇月〇日　まで	
6. 負担金	支払わない・申請者or受注者が支払う	
7. 添付書類	前回承認書写	1　部
	受入計画資料写	1　部
	発生抑制・有効利用説明書	1　部
	工事概要説明書	1　部
	土量計算書	1　部
	工程表	1　部
	支出科目書類or支払い根拠資料	1　部
8. 連　絡　先	監督員：東京都〇〇建設事務所	電話：03−
	〇〇課　〇〇	MAIL：〇〇〇〇
9. 受　注　者	受注者：株式会社〇〇	電話：03−
	現場代理人　〇〇	MAIL：〇〇〇〇

様式－５

着　手　届

（文　書　番　号）
令和　年　月　日

東京都東京港管理事務所長　殿

法人等の名称
代表者　氏名
㊞

下記のとおりしゅんせつ土砂搬入に着手します。

承認番号	令和　年　月　日　　承認番号　東港臨第　　号
件　　名	
しゅんせつ場所	
搬　入　量	申請土量　　m3
搬入期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
着手年月日	令和　年　月　日
連　絡　先	○　○　○　○ 代理人名 連絡先　　電話　　Mail
添付書類	1.　施工計画書（ＰＤＦデータとしても提出のこと） 2.　月別搬出土砂工程表（エクセルデータとしても提出のこと） 3.　船舶一覧表（エクセルデータとしても提出のこと） 4.　受入承認旗借用書（エクセルデータとしても提出のこと）

※注意　本書提出後、受付印のある着手届写を各監理者に提出すること。

様式－６

月別土砂搬出工程表（しゅんせつ土砂）

工事件名	
会社名	
担当者名	
メイルアドレス	
電話番号	

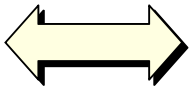

東京港管理事務所臨海地域管理課
施設担当　しゅんせつ土砂担当
しゅんせつ土砂受入受付
syunsetu@section.metro.tokyo.jp
03-5463-0232

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
掘削工-1													
掘削工-2													
掘削工-3													
掘削工-4													
掘削工-5													

月別搬出量合計													

月別実績													

連絡事項

様式－７

受入承認旗借用書

１．旗番号と対応引船名

旗番号	No.	No.	No.	No.	No.
引船名					
旗番号	No.	No.	No.	No.	No.
引船名					

２．枚　数　　前回　　枚　今回　　枚　合計　　枚

３．承認番号　　令和〇年〇月〇日付　東港臨第　　号

４．件　　名

５．返納予定日　　令和　　年　　月　　日

上記のとおり借用します。

東京都東京港管理事務所長

令和　　年　　月　　日

会社名

連絡先

借用者名

注）10枚以上の旗を借り受ける場合は、用紙を追加すること

様式－８

文書番号
令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長　殿

東京都〇〇建設事務所長
〇〇

しゅんせつ土砂搬入の申請について（数量・期間変更）

令和〇〇年　〇月〇〇日付、〇〇東港臨第〇〇号で承認を受けたしゅんせつ土砂搬入数量及び搬入期間の変更をしたいので申請します。

記

1. 件　名		
2. しゅんせつ場所		
3. 搬入量	原承認	m^3
	変更申請	m^3
4. 搬入期間	原承認	
	変更申請	
5. 搬入方法	底開式土運船から直投方式	
6. 変更理由		
7. 添付書類	承認書写	1　部
	受入計画資料写	1　部
	発生抑制･有効利用	1　部
	工事概要説明書	1　部
	土量計算書	1　部
	工事工程表	1　部
8. 連　絡　先	監督員:東京都〇〇建設事務所	電話:03-
	〇〇課　〇〇	MAIL:〇〇〇〇
9. 受 注 者	受注者:株式会社〇〇	電話:03-
	現場代理人〇〇	MAIL:〇〇〇〇

様式－９

変　更　着　手　届

（文　書　番　号）
令和　年　月　日

東京都東京港管理事務所長　殿

法人等の名称
代表者　氏名
㊞

下記のとおりしゅんせつ土砂搬入に着手します。

承認番号	令和　年　月　日　　承認番号　東港臨第　　号
件　　名	
しゅんせつ場所	
搬　入　量	申請土量　　m3
搬入期間	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日
着手年月日	令和　年　月　日
連　絡　先	○　○　○　○ 代理人名 連絡先　　電話　　Mail
添付書類	1.　変更施工計画書（ＰＤＦデータとしても提出のこと） 2　月別搬出土砂工程表（エクセルデータとしても提出のこと） 3.　船舶一覧表（エクセルデータとしても提出のこと） 4.　受入承認旗借用書（エクセルデータとしても提出のこと）

※注意　本書提出後、受付印のある着手届写を各監理者に提出すること。

様式－１０

事務連絡
令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所臨海地域課長　殿

東京都〇〇建設事務所〇工事課長
〇〇

しゅんせつ土砂搬入の申請について（数量・期間変更）

令和〇〇年　〇月〇〇日付、〇〇東港臨第〇〇号で承認を受けたしゅんせつ土砂搬入数量及び搬入期間の変更をしたいので申請します。

記

1. 件　名		
2. しゅんせつ場所		
3. 搬入量	原承認	m^3
	変更申請	m^3
4. 搬入期間	原承認	
	変更申請	
5. 搬入方法		
6. 変更理由		
7. 添付書類	承認書写	1　部
	受入計画資料写	1　部
	工事概要説明書	1　部
	土量計算書	1　部
	工事工程表	1　部
8. 連　絡　先	監督員:東京都〇〇建設事務所	電話:03-
	〇〇課　〇〇	MAIL:〇〇〇〇
9. 受 注 者	受注者:株式会社〇〇	電話:03-
	現場代理人〇〇	MAIL:〇〇〇〇

様式－１１

完　了　届

(文　書　番　号)
令和　年　月　日

東京都東京港管理事務所長　殿

法人等の名称
代表者　氏名
㊞

下記のとおり、しゅんせつ土砂搬入が完了したのでお届けします。

承認番号	令和　　年　月　日　　承認番号　　東港臨　　号
件　　名	
しゅんせつ場所	
搬　入　量	検量土量　　m3、(申請土量　　m3、実施土量　　m3)
搬入期間	令和　年　月　日　　～　令和　年　月　日
完了年月日	令和　年　月　日
連 絡 先	○　○　○　○ 代理人名 連絡先　　電話　　Mail
確認者印	申請事務担当者　印 連絡先
添付書類	1.　検量データ 2　現地掘削土量計算書 3　受入承認旗借用書（写）

※注意　本書提出後、受付印のある写しを各監理者に提出すること。

様式－１２

文書番号
令和〇年〇月〇日

東京都東京港管理事務所長　殿

申請者　　法人等の名称
代表者　氏名
㊞

しゅんせつ土砂搬入の中止について

平成〇〇年　〇月〇〇日付、〇〇東港臨第〇〇号で承認を受けたしゅんせつ土砂搬入について、下記理由により搬入を中止しますので通知します。

記

1. 件　　名

2. しゅんせつ場所

3. 搬入中止理由

4. 添付書類

承認書(写し)	1 部
工事概要説明書	1 部

5. 連 絡 先

(所属・氏名・電話)

監督員:東京都〇〇建設事務所　電話:03-

〇〇課　〇〇　MAIL:〇〇〇〇

申請用船舶一覧表（引船・押船・土運船）　様式-13

注）　土運船ＤＢに登録済の場合は登録済とし、未登録の場合は船舶形状表を添付のこと

番号	船種	船名	保有会社	土運船ＤＢ	備考
1	引船				
2	押船				
3	土運船			掲載済	
4	土運船			未掲載今回登録	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					